

橋本市病院事業管理規程第6号

橋本市民病院会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市民病院会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

橋本市民病院会計年度任用職員の任用等に関する規程(令和4年橋本市病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(任期) 第3条 略 2 略 3 <u>任用期間は、65歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、「65歳に達した日以後における最初の3月31日」とあるのは、「70歳に達した日以後における最初の3月31日」と読み替えるものとする。</u> <u>(1)任命権者が必要と認める場合</u> <u>(2)その職が専門知識、技能、経験又は資格を必要とするものであって、欠員を容易に補充することができないことが予想される場合</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める場合は、70歳を超えて任用することができる。</u></p>	<p>(任期) 第3条 略 2 略</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。